

大阪市立音楽堂条例の一部を改正する条例案

大阪市立音楽堂条例（昭和25年大阪市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「教育委員会」を「第15条の規定により音楽堂の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）」に、「ときは」を「ときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て」に改め、同条第3項中「規定により休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めた」を「承認を行った」に、「その旨を公告するものとする」を「当該承認を行った内容を公告しなければならない」に改める。

第4条第2項中「の規定により休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めた」及び「の規定により供用時間を変更した」を削る。

第5条中「次の」を「指定管理者は、次の」に、「ことがある」を「ことができる」に改め、同条中第1号を次のように改める。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者

第5条第4号中「教育委員会が」を「管理上」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者

第6条中「教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第7条中「使用を許可しない」を「指定管理者は、音楽堂の使用を許可してはならない」に改め、同条第1号中「みだす」を「害する」に改め、「と認める」を削り、同条第2号中「附属物」を「附属設備」に改め、「と認める」を削り、同条第3号中「と認める」を削り、同条第5号中「教育委員会が必要」を「不適當」に改める。

第8条中「ときは」を「ときは、指定管理者は」に、「制限し若しくは」を「制限し、若しくは」に、「ある」を「できる」に改める。

第9条中「教育委員会」を「指定管理者」に、「聴くことができる」を「聴くよう教育委員会に求めるものとする」に改め、同条に次の1項を加える。

2 教育委員会は、前項の規定による求めがあったときは、第7条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

第10条を次のように改める。

(利用料金)

第10条 教育委員会は、指定管理者に音楽堂及びその舞台設備、器具等の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 音楽堂及びその舞台設備、器具等を使用しようとする者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 利用料金の額は、別表に掲げる金額（音楽堂の舞台設備、器具等については、教育委員会規則で定める種別に応じて教育委員会規則で定める金額）の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

4 教育委員会は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。

5 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(1) 本市が主催し、又は共催する事業のために使用するとき

(2) その他教育委員会が公益上の必要その他特別の事由があると認めるとき

6 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）の責めに帰すことのできない特別の事由により音楽堂を使用することができなくなったとき

(2) その他教育委員会が特別の事由があると認めるとき

第11条から第14条までを削る。

第15条第1項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「指定管理者」に、「ある」を「できる」に改め、同条を第11条とし、第16条を第12条とし、第17条を第13条とし、第18条を第14条とし、同条の次に次の4条を加える。

(管理の代行)

第15条 音楽堂の管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって教育委員会が指定するものに行わせる。

(指定申請の公告)

第16条 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 音楽堂の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）をする法人等に必要な資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める事項

(指定申請)

第17条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、教育委員会規則で定めるところにより、音楽堂の管理に関する事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(欠格条項)

第18条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの
- (3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - ア 第1号に該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

第19条及び第20条を次のように改める。

（指定管理予定者の選定）

第19条 教育委員会は、第17条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定しなければならない。

- (1) 住民の平等な利用が確保されること
- (2) 第2条の目的に照らし音楽堂の効用を最大限に発揮するとともに、音楽堂の管理経費の縮減が図られるものであること
- (3) 音楽堂の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、音楽堂の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

（指定管理予定者の選定手続の特例）

第20条 教育委員会は、連合体（2以上の事業者を組合員とする組合又は契約による2以上の事業者の結合体をいう。以下同じ。）が指定管理者の指定を受けている場合において、当該連合体（第3項において「変更前の構成員による連合体」とい

う。)の構成員の変更により当該指定の期間中に新たな指定管理者の指定が必要となるときであって、当該変更の内容その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、第16条の規定にかかわらず、当該変更後の構成員による連合体（以下「変更後の構成員による連合体」という。）を音楽堂の管理を行おうとするものに指名し、当該変更後の構成員による連合体に対し、その旨を通知することができる。

2 前項の通知を受けた変更後の構成員による連合体は、教育委員会規則で定めるところにより、その行おうとする音楽堂の管理について、教育委員会規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の申請の内容が前条各号に掲げる基準に適合し、かつ、当該申請をした変更後の構成員による連合体が変更前の構成員による連合体と同程度の音楽堂の管理を行うことができると認めるときでなければ、当該変更後の構成員による連合体を指定管理予定者として選定してはならない。

第21条を第23条とし、第20条の次に次の2条を加える。

（指定管理者の指定等の公告）

第21条 教育委員会は、前2条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は音楽堂の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

（業務の範囲）

第22条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第2条の目的を達成するため必要な事業の実施に関する事
- (2) 建物及び附属設備の維持保全に関する事
- (3) その他音楽堂の管理に関する事

別表中「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の大阪市立音楽堂条例（以下「改正後の条例」という。）
第10条第3項の規定による利用料金の額の決定及び改正後の条例第15条の指定並び
にこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後
の条例第10条第3項及び第4項、第15条から第19条まで並びに第21条前段の規定の
例により行うことができる。

平成26年5月2日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

音楽堂の管理を指定管理者に行わせるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立音楽堂条例（抄）

(休業日)

第3条 省 略

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会
第15条の規定により音楽堂の管理を行うもの（以下「指定管理

者」という。）
は、音楽堂の設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由が

あるとき又は音楽堂の効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を
得て、同項の規定による休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 教育委員会は、前項の規定により休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めたときは、速や
承認を行った

かにその旨 を公告するものとする。
当該承認を行った内容 しなければならない。

(供用時間)

第4条 省 略

2 前条第2項及び第3項の規定は、音楽堂の供用時間について準用する。この場合において、
同条第2項中「前項」とあるのは「第4条第1項」と、「休業日を変更し、又は臨時の休業日
を定める」とあるのは「供用時間を変更する」と、同条第3項中「前項の規定により休業日
を変更し、又は臨時の休業日を定めた」とあるのは「第4条第2項の規定により読み替えられた
第3条第2項の規定により供用時間を変更した」と読み替えるものとする。

(入場の制限)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、音楽堂への入場を断り、
又は音楽堂から退場させることがある。
できる。

(1) 伝染性の病気にかかっている者

(1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者

(2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者

(2)-(3) 省 略

(3) (4)

(4) その他教育委員会が支障があると認める者

(5) 管理上

(使用の許可)

第6条 音楽堂を使用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の指定管理者

許可を受けなければならない。

(使用許可の制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、音楽堂の使用を許可しない。してはならない。

- (1) 公安又は風俗をみだすおそれがあると認めるとき
害する
- (2) 建物又は附属物を損傷するおそれがあると認めるとき
附属設備
- (3) 管理上支障があると認めるとき
- (4) 省 略
- (5) その他教育委員会が必要と認めるとき
不適當

(使用許可の取消し等)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、使用の許可を取り消し、その使用を制限し若しくは 停止し、又は退場を命ずることがある。、若しくは できる。

- (1)-(3) 省 略

(意見の聴取)

第9条 教育委員会は、必要があると認めるときは、第7条第4号に該当する事由の有無について指定管理者

て、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。
聴くよう教育委員会に求めるものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による求めがあったときは、第7条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

(使用料)

第10条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 舞台設備、器具等の使用料は、教育委員会規則で定める。

(利用料金)

第10条 教育委員会は、指定管理者に音楽堂及びその舞台設備、器具等の使用に係る料金（以下

「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 2 音楽堂及びその舞台設備、器具等を使用しようとする者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 3 利用料金の額は、別表に掲げる金額（音楽堂の舞台設備、器具等については、教育委員会規則で定める種別に応じて教育委員会規則で定める金額）の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 教育委員会は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。
- 5 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
 - (1) 本市が主催し、又は共催する事業のために使用するとき
 - (2) その他教育委員会が公益上の必要その他特別の事由があると認めるとき
- 6 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる。
 - (1) 災害その他使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）の責めに帰すことのできない特別の事由により音楽堂を使用することができなくなったとき
 - (2) その他教育委員会が特別の事由があると認めるとき

(使用料の前納)

第11条 使用料は、前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第12条 教育委員会は、公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の追徴)

第13条 虚偽の申請その他不正な手段により使用料の減免を受けたことを発見したときは、その料金を追徴する。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することがある。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰すことのできない特別の事由により音楽堂を使用することができなくなったとき

(2) その他教育委員会が特別の事由があると認めるとき

(特別の設備)

第15条 使用者は、教育委員会の許可を受け、特別の設備をすることができる。

第11条 指定管理者

2 教育委員会は、使用者に命じて必要な設備をさせることができる。
指定管理者 できる。

第16条 - 第18条 省 略

第12条 第14条

(管理の代行)

第15条 音楽堂の管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって教育委員会が指定するものに行わせる。

(指定申請の公告)

第16条 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 音楽堂の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）をする法人等に必要な資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める事項

(指定申請)

第17条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、教育委員会規則で定めるところにより、音楽堂の管理に関する事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(欠格条項)

第18条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないもの
- (3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

ア 第1号に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(本市の賠償責任)

第19条 音楽堂の使用により生じた損害については、本市は特別の事由がある場合を除くほか、その責めを負わない。

(職員)

第20条 音楽堂に、必要な職員を置く。

(指定管理予定者の選定)

第19条 教育委員会は、第17条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定しなければならない。

- (1) 住民の平等な利用が確保されること
- (2) 第2条の目的に照らし音楽堂の効用を最大限に発揮するとともに、音楽堂の管理経費の縮減が図られるものであること
- (3) 音楽堂の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、音楽堂の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

(指定管理予定者の選定手続の特例)

第20条 教育委員会は、連合体（2以上の事業者を組合員とする組合又は契約による2以上の事業者の結合体をいう。以下同じ。）が指定管理者の指定を受けている場合において、当該連合体（第3項において「変更前の構成員による連合体」という。）の構成員の変更により当該指定の期間中に新たな指定管理者の指定が必要となるときであつて、当該変更の内容その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、第16条の規定にかかわらず、当該変更後の構成員による連合体（以下「変更後の構成員による連合体」という。）を音楽堂の管理を行おうとするものに指名し、当該変更後の構成員による連合体に対し、その旨を通知することができる。

2 前項の通知を受けた変更後の構成員による連合体は、教育委員会規則で定めるところにより、その行おうとする音楽堂の管理について、教育委員会規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の申請の内容が前条各号に掲げる基準に適合し、かつ、当該申請をした変更後の構成員による連合体が変更前の構成員による連合体と同程度の音楽堂の管理を行うことができると認めるときでなければ、当該変更後の構成員による連合体を指定管理予定者とし

て選定してはならない。

(指定管理者の指定等の公告)

第21条 教育委員会は、前2条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は音楽堂の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(業務の範囲)

第22条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第2条の目的を達成するため必要な事業の実施に関する事
- (2) 建物及び附属設備の維持保全に関する事
- (3) その他音楽堂の管理に関する事

(施行の細目)

第21条 省 略

第23条

別表 (第10条関係)

区 分	使用料 利用料金			
	昼 間	夜 間	全 日	超過時間30分 までごとに
省 略	省 略	省 略	省 略	省 略

備考 省 略